> 環境社会配慮項目に関する質問

質問	回答
質問「不可分一体の事業」とはどのようなものですか?	JICAでは、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1の定義*を参考に、JICAが協力を行わない関連事業のうち、仮にJICAが協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業がはい場合には、JICAが協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICAが協力を行う対象の事業(発電所)と不可分一体の事業である可能性があります。図1. 「不可分一体の事業」の例 発電所・JICAが協力を行う対象の事業の例 発電所・JICAが協力を行う対象の事業・の例 発電所・JICAが協力を行う対象の事業・の例 発電所・JICAが協力を行う対象の事業・の例 発電所・JICAが協力を行う対象の事業・の例 発電所・JICAが協力を行うプロジェクト・の事業」の例 発電所・JICAが協力を行うプロジェクト・の事業・の例 発電所・JICAが協力を行うプロジェクト・の事業・の例 発電所・JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。 *:IFC Performance Standard 1の原文 8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:
	\cdots (略) \cdots Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the

project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.

「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか?

JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「JICAが協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです。

これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

- *:IFC Performance Standard 1の原文
- 8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:
- · · · (略) · · ·
- (ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.

「累積的影響」とはどのようなものですか?

JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点(例えばスコーピング時点)で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。

例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。 これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。

*:IFC Performance Standard 1の原文

8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:

· · · (略) · · ·

Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.

なぜ「プロジェクトを実施しない 案」を代替案に含めるのです か? プロジェクトを実施しないことによる影響と実施することによる影響を比較するためです。プロジェクトを実施しない案を代替案に含めることにより、プロジェクトの正当性をより明確に説明することが可能になります。

環境ガイドラインではプロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準の遵守を求めるのみならず、国際的基準の遵守についても求めているのですか?

JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認し、加えて JICAが適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。ただし、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっており、一律の基準を全てのプロジェクトに適用することは必ずしも適切ではないと考えています。

環境ガイドラインで、環境社会配 慮に関して参照される国際的基 準やグッドプラクティスとはどの ようなものですか? JICAは、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅した世界中で適用可能な国際的基準は、現在のところないものと認識しており、一般的には、国際的基準として、国際条約等、世界銀行以外の国際機関等の基準、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照することを考えています(注)。

参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。

- 1) 汚染対策 我が国、米国の規制値 マルポール条約
- 2) 自然環境世界遺産条約ラムサール条約ワシントン条約

IUCNのレッドリスト

3) 社会環境

世界遺産条約

DACの住民移転に係るガイドライン

これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン2.6.3.では、「JICAは、環境社会配慮に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、これも参照していく所存です。

(注)JICAの環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシーを用いて確認を行っていることから、環境ガイドラインにおいて世界銀行のセーフガードポリシーについては「参照」ではなく、「大きな乖離がない」ことを確認することになっています。

プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準が、国際的な水準と比較して著しく緩い場合等においては、どのような対応をとるのですか?

環境ガイドライン2.6.3.において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」(2.8.1.1.)ことになります。

大きな乖離がないことを確認する、世界銀行のセーフガードポリシーとはどのようなものですか?

世界銀行のセーフガードポリシー「Operational Policy 4.10: Annex B」は、 世銀のウェブサイト(http://www.worldbank.org)で公開されており、 「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。

具体的には以下のようなものです。

- ▶ 環境アセスメント(OP 4.01)
- ▶ 自然生息地(OP 4.04)
- ▶ 病害虫管理(OP 4.09)
- ▶ 先住民族(OP 4.10)
- ▶ 有形文化資源(OP 4.11)
- ▶ 非自発的住民移転(OP4.12)
- ➢ 森林(OP 4.36)
- ダムの安全性(OP 4.37)
- ▶ 国際水路におけるプロジェクト(OP 7.50)

非自発的住民移転に関する国際機関のガイドラインは JICAの環境配慮においてどのように活用されるのですか?

環境ガイドラインに基づき環境社会配慮確認を行うに際し、住民移転についての世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認します。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、グッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。 なお、住民移転計画に含まれるべき内容については世界銀行 OP4.12の Annex Aに規定されている内容が含まれることが望ましいと考えています。

ガイドライン別紙1の非自発的住 民移転において、「住民移転計 画には、世界銀行のセーフガー ドポリシーの OP4.12 Annex Aに 規定される内容が含まれること が望ましい」とありますが、 OP4.12 Annex Aに規定される内 容とはどのようなものですか?

「Ope rational Policy 4.12: A nnex A」は、世銀のウェブサイト (http://www.worldbank.org) で公開されており、「Safeguard Policies」、「Policies and Procedure」、「Involuntary Resettlement」 等のキーワードで検索・閲覧が可能です。

OP4.12 Annex Aで挙げられている、住民移転計画に記載すべき主な項目は、以下の通りです。

- ▶ 移転に係る社会経済調査の結果
- 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格
- ▶ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法
- ▶ 補償及び支援の具体的内容
- ▶ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設
- ▶ 移転住民及び移転先コミュニティーの移転プロセスへの参加
- ▶ 苦情処理メカニズム
- ▶ 実施スケジュール
- ▶ 費用見積もり及び予算計画
- ▶ モニタリング及び事後評価の概要

非自発的住民移転を伴うプロジェクトの場合、JICAは住民の合意をどのように確認するのですか?

環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮がなされるためには、別紙 2 で示されている通り、地域住民等との適切な対話を重視しています。JICA は、相手国等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到ったかどうか確認します。また相手国等から提供される情報のみならず相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用する考えです。

先住民族に該当するかの判断 基準はどのようなものですか?

先住民族に該当するかは、世界銀行 OP 4.10及び関連情報等を踏まえつつ、個別の状況に応じて JICAが判断していく方針です。

ガイドライン別紙 1の先住民族 において、「プロジェクトが先住 民族に影響を及ぼす場合、先住 民族に関する国際的な宣言や 条約(先住民族の権利に関する 先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当 します。

- 先住民族の権利に関する国際連合宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)
- ➤ 独立国における先住民族及び種族民に関する条約 (Convention

国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」とありますが、先住民族に関する国際的な宣言や条約にはどのようなものがありますか?

concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称:国際労働機関(ILO)169号条約)

ガイドライン別紙1の先住民族において、「先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、 OP4.10 Annex Bに規定される内容とはどのようなものですか?

「Ope rational Policy 4.10: A nnex B」は、世銀のウェブサイト (http://www.worldbank.org) で公開されており、「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等の キーワードで検索・閲覧が可能です。OP4.10 Annex Bでは、次のような 項目を必要に応じて先住民移転計画に記載するものとして挙げています。

- ▶ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨
- プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨
- ▶ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証 する方策
- ▶ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、旳小化、緩和あるいは 補償する適切な方策
- ▶ 費用見積もり及び予算計画
- ▶ 苦情処理メカニズム
- ► モニタリング及び事後評価の概要

人権について、環境ガイドラインでは、どのように確認することを考えているのですか?

環境ガイドライン2.5.2.に規定されている通り、「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」ことになっており、個別のプロジェクトレベルで具体的に対応ができ、JICAとしても判断基準がより明確なものについて確認を行います。また、女性や子ども等社会的弱者への配慮については、別紙1の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中に盛り込んでいます。

なお、国レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交上、あるいは政策上の対応として、例えば 開発協力大綱等で対応することが望ましいと考えています。

ジェンダー、子供の権利、HIV /AIDS等の感染症などについて は、どのような点について確認 すればよいのですか? 環境ガイドラインは個別プロジェクトにおいて環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別プロジェクトで配慮を確認するのが適当と考えられる子供の権利や HIV / AIDS、ジェンダー等を確認することとしています。

ジェンダーについては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについても十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。子供の権利については、例えば住民移転を伴うプロジェクトの場合、移転先において子供たちのために十分な学校や医療保健施設が準備されるか等につき個別プロジェクトにおいて確認することになります。

HIV / AIDS等の感染症については、例えば大規模な土木工事を伴うもので、労働者キャンプを設営するような場合、労働者に対し感染症対策につき十分な教育がなされているか等を確認することとなります。

どこまでを検討する影響のスコープとして考えるかについては、プロジェクトによって様々であることから、一律に定めるのは適当ではなく、個別プロジェクト毎に検討されるのが適当と考えています。

「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか?

世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に、「自然生息地」とは、(1)主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2)人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。また、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと考えています。

「自然生息地」のうち、「重要な自然生息地」としては以下のようなものがあり得ると考えています。

- 1.生物多様性保全上及び/または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。
- (1)国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧(Threatened)」とされる「絶滅危惧 IA類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」、「絶滅危惧II類(VU)」、及び「準絶滅危惧種(NT)」に該当する種にとって重要な生息地
- (2)固有種及び/または分布域が限られている種にとって重要な生息地
- (3)移動性生物種及び/または群れを成す種の世界的に重要な集合体

を支える生息地

- (4)極めて危機的な生態系及び/または独特な生態系が認められる地域
- (5)重要な進化のプロセスに関連している地域
- 2.第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。

「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指しますが、地域コミュニティによって伝統的に保護されている「聖なる森」なども含まれます。

「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン 別紙1「生態系生物相」に記載されていますが、自然環境への影響のみな らず社会への影響も配慮されます。

「著しい転換」、「著しい劣化」とはどのようなものですか?

世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、JICAの協力する事業の実施に伴って発生する著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しています。なお、JICAが協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

・著しい転換

重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または 著し〈減少すること

・著しい劣化

重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全・ 維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること

「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」を伴わないようにするためには、どのような配慮が必要ですか?

環境社会配慮ガイドラインの別紙1「生態系及び生物相」における規定では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としています。「重要な自然生息地」以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています。

- (1) 「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能*1に重大な負の影響をもたらさないこと。
- (2) 合理的な期間 * 2にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減 * 3をもたらさないこと。

国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧IA類(CR)」及び「絶滅危惧IB類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種。

- (3) 上記(1)及び(2)について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。
- *1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。 "Biodiversity values and their supporting ecological processes will be determined on an ecologically relevant scale."
- *2外部専門家の助言等を基に個別案件ごとに期間が定められることとなります。
- *3 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。 "Net reduction is a singular or cumulative loss of individuals that impacts on the species ability to persist at the global and/or regional/national scales for many generations or over a long period of time. The scale (i.e., global and/or regional/national) of the potential net reduction is determined based on the species' listing on either the (global) IUCN Red List and/or on regional/national lists. For species listed on both the (global) IUCN Red List and the national/regional lists, the net reduction will be based on the national/regional population."

「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。

「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。

なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合 (IUCN)の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

- <政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域>
- 1.国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
- 2. 国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。
- <政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域>

- 1.国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
- 2. 国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。

参考: IUCN の保護地域の定義:「自然及び関連する生態系サービス、 文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方 法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確 に境界が定められた地理的な空間である。」

「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか?

環境社会配慮ガイドライン別紙1「法令、基準、計画等との整合」における 規定では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や 文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない (ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目 的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響 を及ぼすものであってはならない。」としています。このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、下 記の条件全てが満たされる場合に限られます。

- (1)政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。
- (2)同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。
- (3)プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。
- (4)プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の 地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実 施について合意が得られていること。
- (5)同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること *1。
- *1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。 "Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint."

プロジェクトレベルの環境社会配慮で、気候変動への影響をどのように評価するのですか?

JICAでは各プロジェクトによる気候変動への影響について、統一的な方法論に基づ〈評価を行うことは将来的な課題と考えています。

但し、JICAは相手国等による緩和策や適応策の促進を支援するプロジェクトを実施しており、例えばJICAが緩和策プロジェクトと想定する事業につ

いては、気候変動対策支援ツール/緩和策(JICA Climate FIT(Mitigation)) 等の方法論を参照し、プロジェクトからの温室効果ガス(GHG)排出量や GHG排出削減量等を算定しています。

今後、セクターや個別事業における排出削減目標等の具体的な取り組みが明確化できる場合には、プロジェクトレベルの気候変動への影響評価 についても対応を検討していきます。

環境社会配慮のスコーピング 時、気候変動に対する緩和効果 は、どのようなベースラインシナ リオと比べて評価するのです か? 原則として、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインシナリオとして評価します。例えば、現在、当該国において、より新しい技術や施設への移転が進み、GHG排出原単位(単位生産量あたりのGHG排出量)が低下している場合には、その傾向を考慮したベースラインシナリオを設定します。また、プロジェクトの特性に応じ別の考え方を活用することもあります。

世銀やADBではClimate
Proofing(気候変動に対する耐久性確保)等、インフラの気候変動への適応対応は検討されつつありますが、JICAでも、気候変動の影響により甚大化する台風・洪水等の影響を考慮したインフラ事業等の気候変動に対する耐久性確保を検討するべきではないでしょうか?

「Climate Proofing」の取り組みに一律的な定義はないと理解しており、気候変動に対するリスク評価、及びその対策を検討する方法論が未だ十分に確立されていないセクターもあるため、全てのプロジェクトにおいて気候変動に対する耐久性確保を検討することは、将来的な課題と考えています。なお、JICAがプロジェクトの気候変動に対する耐久性を確保する場合には、気候変動対策支援ツール/適応策(JICA Climate-FIT(Adaptation))等を用いて、技術面のリスクを考慮の上、一定の検討がなされます。また、技術面における検討は構造物に対する検討のみならず、非構造物に関する検討も含まれます。